

## 第2節 教職員の人事・任用

### 1. 小・中学校の人事・任用

#### 1 人事異動の基本方針

人事異動の基本方針については、昭和46年度末における方針を検討し、必要な修正を加えて作成した。

次にその内容を述べる。

#### 昭和47年度末小・中学校教職員人事に関する方針

教育に対する県民の期待と要望にこたえ、学校教育を刷新充実し、本県教育水準の向上を期するためには、教職員組織の充実強化と、教職員の士気の高揚をはからなければならない。

かかる観点から本委員会は、年度末人事方針を下記のとおり策定し、この実現を期するものである。実施にあたっては、市町村教育委員会との緊密な提携はもとより、教育関係者の積極的な協力と、広く県民各位の理解ある支持を切望してやまない。

記

#### (1). 基本方針

- ① 全県の視野にたつて、適材を適所に配置し、教育効果の向上をはかる。
- ② 教育の機会均等の理念に立脚して、地域差、学校差の是正につとめ、各学校の教職員組織の充実と均衡化をはかる。
- ③ 教育優先の立場から厳正公平な人事を行ない、教職員の士気の高揚をはかる。

#### (2) 重点

- ① 教育を刷新充実するため、有能適格な教職員の確保と新進有為な人材の登用をはかる。
- ② へき地学校の教職員組織の充実をはかるため、各地域の実態に応じ、都市平地、へき地相互間の交流を計画的に推進する。
- ③ 地域差、学校差の是正をはかり、教職員組織の適正化を期するための広域交流を推進する。
- ④ 学校管理の適正化をさらに推進するため、管理職への登用にあたっては、適任者を厳選するとともに適材を適所に配置する。
- ⑤ 特殊教育の振興をはかるため、担当者に適任者を配置する。

#### (3). 実施方針

##### ① 採用

ア 教員については、資格、人物、健康、成績等に基づいて厳選し、その配置の適正を期する。

イ 事務職員については、教員に準じて行なう。

##### ② 交流

ア 免許状、年齢構成、性別等について各学校の均衡をはかるため、つとめて広域にわたつて交流を行なう。

イ 各地域の実態に応じ、都市、平地、へき地相互間の計画的な交流を行なう。

ウ 中堅の立場にある教員の広域交流を積極的に行なう。

エ 他県等との計画的な交流を行なう。

オ 特殊教育担当者の適正な配置と交流を行なう。

カ 同一校相当年数勤務者の適正な交流を行なう。

##### ③ 昇任

ア 校長については、その職責の重要性にかんがみ資格、人物、指導力、勤務実績、健康等のすぐれた者のうちから適任者を厳選する。

また、相当期間へき地または、特殊教育の経験を有し、勤務成績優秀な者の抜てきを考慮する。

イ 教頭については、校長に準じて行なう。

ウ 教員については、勤務年数、勤務実績等によって選考する。

##### ④ 降任及び退職

勤務実績、健康、年齢、勤務年数等を考慮して慎重に行なう。

#### (4) この方針の準用

この方針は、昭和48年度における年間人事においても準用する。

#### (5)人事移動の具体的方針

人事異動の具体的方針については、人事実施要項に定められているが、昭和47年度末人事の特色となつた点はつぎのとおりである。

① 採用は、教員採用候補者名簿に登載された者から選考し、これが配置にあたっては、原則として出身ブロック外に採用する。これは、広域交流、へき地交流の円滑化をねらつたものである。

② 事務職員の採用については、県人事委員会が、「公立小・中学校事務職員採用試験」を実施し、合格者の中から任命することとした。

③ 交流にあたっては、免許状、性別、年齢構成等の均衡をはかるとともに、中堅の立場にある教員の配置をも考慮して、広域交流を積極的に推進し、教育の刷新充実をはかつた。また、へき地学校教職員組織の充実をはかるため、各地域の実態に応じ、都市、平地、へき地間の交流を計画的に進めた。

④ 昇任については、校長、教頭等その職責の重要性にかんがみ、適任者を厳選した。特に、へき地教育、特殊教育にすぐれた成績をおさめた人材を登用し、へき地勤務教職員および特殊教育にたずさわる教職中の志気の高揚をはかつた。

⑤ 教職員定数の減少に伴う過員解消と、へき地未経験者の偏在を調整するため、総合人事交流計画を計画的に促進する措置を、昨年に引き続き実施した。

⑥ 退職勧奨の年齢については、扶養義務者（生活主体者）でない者の年齢を1年引き上げ53才とした。

#### (6) 教職員の配当基準

本年度は、学校統廃合等により18の学校減、児童生徒の減11,597名、学級数において245の減となり、昨年度と同様、厳しい教職員定数となつた。

標準法改正最終年度であり、学級編制基準改善との関連において、教職員の配置基準を次表のとおり改善した。

なお、この基準を、より改正法の趣旨に近づけるために、さらに、次の補正を行ない、適正な配置になるよう努めた。